

議員提出議案第11号

大阪市ギャンブル等依存症対策条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和7年5月27日

大阪市会議長 竹 下 隆 様

提 出 者

佐々木 哲 夫 杉 田 忠 裕 岸 本 栄

永 井 広 幸 荒 木 肇 永 井 啓 介

森 山 よしひさ 太 田 勝 己

(別紙)

大阪市ギャンブル等依存症対策条例

ギャンブル等依存症は、個人の心身の健康や生活基盤を損なうだけでなく、家族や地域社会に深刻な影響を及ぼす重大な社会問題である。特に近年、手軽に行われる違法オンラインギャンブルが若年層に普及し、新たなギャンブル等依存症リスクが顕在化し、市民生活への脅威が高まっている。この条例は、ギャンブル等依存症の予防と回復を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が安心して暮らせる社会の実現をめざすものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定め、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本事項を定めることにより、予防、早期介入、治療及び社会復帰支援を包括的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技、違法オンラインギャンブルその他の射幸行為をいう。）に過度にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

2 この条例において「事業者」とは、カジノをはじめとした合法的なギャンブル等を提供する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) ギャンブル等依存症が誰にでも発症し得る病気であるとの認識の下、予防教育、早期発見及び早期介入を最優先とすること

- (2) ギャンブル等依存症者の人権と尊厳を尊重し、社会参加の機会を保障すること
- (3) ギャンブル等依存症者及びその家族のプライバシー保護と差別防止に最大限配慮すること
- (4) 違法オンラインギャンブルによるギャンブル等依存症リスクに対応し、市民保護策を講じること

第2章 責務

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念に則り、ギャンブル等依存症対策を策定・実施するために、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ギャンブル等依存症予防のために利用者への情報提供、自己制限機能の導入及びギャンブル等依存症リスクの高い利用者への警告を行う義務を負う。

- 2 事業者は、本市が実施するギャンブル等依存症対策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を学び、予防に努めなければならない。

第3章 基本的施策

(予防教育の推進・啓発)

第7条 本市は、小中学校のカリキュラムにギャンブル等依存症予防教育を導入し、特に違法オンラインギャンブルの危険性と法的なリスクを啓発するものとする。

- 2 本市は、ギャンブル等依存症啓発キャンペーンを実施するものとする。
- 3 本市は、教育、子ども、若者、福祉等の関連計画にもギャンブル等依存症対策を盛り込むものとする。

(医療・相談体制の整備)

第8条 本市は、ギャンブル等依存症専門外来を設置する医療機関に対し必要な財政的支援を行うものとする。

2 本市は、24 時間対応のギャンブル等依存症相談ホットラインを設置し、ギャンブル等依存症に関する相談窓口を設ける。

(財政上の措置)

第9条 本市は、ギャンブル等依存症予防対策のために、必要な財政上の措置等を講じなければならない。

(違法オンラインギャンブル対策)

第10条 本市は、違法オンラインギャンブルの市内での宣伝活動を禁止する。

2 本市は、違法オンラインギャンブル利用者に対する啓発と相談支援を行い、法的リスクの周知を図るものとする。

(社会復帰支援)

第11条 本市は、ギャンブル等依存症回復者の就労支援プログラムを設置し、民間団体と連携して雇用機会を創出し、当事者の状況に応じた段階的な回復支援を行うものとする。

(民間団体の支援)

第12条 本市は、ギャンブル等依存症対策を行う民間団体に対し、その活動を支援するために財政上の措置を講じなければならない。

2 本市は、ギャンブル等依存症教育、啓発活動、教員へのギャンブル等依存症研修、回復プログラム作成等に関して民間団体と連携して行うものとする。

(実態調査とデータ公開)

第13条 本市は、ギャンブル等依存症の実態調査を少なくとも年1回実施し、違法オンラインギャンブル利用の実態と影響を特に注視しなければならない。

2 前項の調査結果を市民に公開し、対策の効果検証に活用する。

(広告規制と事業者の取組み)

第14条 本市は、射幸心をあおる広告宣伝の規制を行い、事業者に協力を求めるものとする。

2 本市は、本人又はその家族からの申告によるアクセス制限の徹底、ネット投票の購入限度額設定

等について事業者に協力を求めるものとする。

- 3 事業者は、これらの取組みの内容を本市に報告するとともに公表するものとする。

第4章 大阪市ギャンブル等依存症対策推進計画

(推進計画の策定)

第15条 市長は、3年ごとにギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、具体的な目標と達成期限を明記する。

第5章 大阪市ギャンブル等依存症対策推進会議

(推進会議の設置)

第16条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪市ギャンブル等依存症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、医療専門家、事業者代表、市民代表（当事者家族を含む。）、警察関係者、弁護士、消費生活分野の専門家等を含む多様な構成員で対策を審議する。
- 3 推進会議は、適宜開催し、その進捗を市民に報告する。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から施行する。

説 明

ギャンブル等依存症の予防と回復を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が安心して暮らせる社会を実現するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。